

# 『国際収支表』における評価

瀬野隆

## 目次

- 一 はじめに
- 二 市場価格の概念と市場取引
- 三 現実の市場価格を欠くと思われる取引
- 四 市場価格の代価
- 五 子会社
- 六 非商業取引
- 七 金融項目
- 八 統一性の問題
- 九 相互関係項目の評価についての一貫性
- 十 まとめ
- 一 はじめに

国際経済取引をどのように評価し記録するかについては国際収支表作成上極めて重要な最も基礎的課題であるが、『国際収支表提要』第四版の序文ではこれについて次のように論述している。つまり「当該『提要』の中で論じられる評価の基礎は全体として国民勘定と共通する市場価格 (market price) である。概念的には買手と売手がその考慮を商業的考慮 (commercial considerations) のみで行う独立した相手である時、市場価格は自発的買手 (a willing buyer) が

自発的売手 (a willing seller) に支払う価格である。厳密に言えば、こうした環境下で生起する各々の取引はそれ自身の市場価格をもっている。しかしながら、その意味において市場価格を建てるために必要な状況の一つ以上がしばしば不在であるために、諸困難が起こってくるのである。たとえば取引の相手が子会社 (affiliated enterprises) である時、先へのべた意味において独立していないし、商業的考慮が必ずしもその相手方に関する唯一の考慮ではないかもしれない。このように現実の市場価格に最も近い代価の決定が実際上の問題を提起する<sup>①</sup>としていたのである。ここから見る限り、『国際収支表』の評価は、第一に総体的には国民勘定の評価と共通した基準を採用しているということ、第二にその両者に共通する評価基準は原則として市場価格であることが明確に示されている。この評価は国民勘定においては、様々な取引から導き出されるもので、それらは次のように分類整理されている。つまり取引はすべて取引相手との関係から、「双務的取引」(bilateral transaction) ≡ 「有償取引」(requited transaction)、「片務的取引」(unilateral transaction) ≡ 「無償取引」(unrequited transaction) に分類され、取引の双務的という意味は、それが、財貨・サービスまたは債権の売買や貸借関係の新しい設定あるいは解消をあらわす場合であり、片務的というのは、この主体がなんらの反対給付もなしにまったく一方的に金融資産を他から受け取ったり、他に支払ったりする場合をいうのである。また取引が金融的手段を用いるかどうかの観点から、「金融取引」(financial transaction) と「非金融取引」(nonfinancial transaction) に区分される。金融取引とは、経済単位間でおこなわれる双務的取引であって、それはさまざまな種類の金融的手段 (financial instrument)、すなわち請求権を対象とするものである。ここで金融取引の内容となるのは金融的手段の移転、設定および解消であり、ここでいう金融的手段とは、金融資産の内容となる項目を取引対象としたもので、たとえば貨幣、有価証券、企業信用などがそれである。そこで社債という金融的手段につい

て考慮すれば、企業による社債の引受け、市場における社債の売買、企業による社債の償還などがすべて金融的取引となる。一方、非金融取引はその名称が示すように金融取引以外の取引をいうのであって、その経済循環における役割は金融取引に比較してより重要である。非金融取引の領域は通常二つに分けられ、非金融取引の全体は実物取引 (real transaction) と移転取引 (transfer transaction) とがある。実物取引は経済単位相互間の、財貨・サービスの移動をともなう取引のことであって、企業がその生産物を消費者に販売するのは実物取引の例であり、また企業がその被用者に賃金を支払うのは本源的生産要素としての労働の売買であるからやはり実物取引である。そしてこれらの取引は双務的取引である。他方、非金融取引のうちで双務的でないもの、つまり片務的取引を移転取引と呼び、これらは政府に対する租税の納付や政府による社会保障給付の支払などは、直接的な反対給付をともなわない一方的収支であるために移転取引に含まれる。またこれらの取引当事者間で現実に行なわれていないにもかかわらず、国民勘定に記録される取引が存在することに注意が必要である。それは実際に行なわれていないにもかかわらず、あたかもおこなわれているかのように取り扱われる取引のことであって、現実に行なわれる取引が現実取引 (actual transaction) または実現取引 (realized transaction) とよばれるのに対して、前述のような架空の取引を帰属取引 (imputed transaction) と呼んでいる。帰属取引は擬制された、いわば想像上の取引にすぎず、それにもかかわらず国民勘定面に記録されるのであって、この点では現実取引と変わらない。帰属取引を設定し、それを記録することは帰属計算または帰属処理 (imputation) とよばれ、その目的とするところは、国民経済における生産物と所得の発生を可能な限り正確に国民勘定の記入に反映させることにある。このような処理には国民経済計算上ではなお多くの重要な論点に関連する問題があるのである。ところで、ここでこの取引の二、三の例をあげよう。たとえば企業はその従業員に一定金額の給料を支払うが、

そのほかに企業は従業員のために各種の社会保険料（失業保険料、災害保険料など）をある金額だけ負担すると考える。この企業が負担する社会保険料は、実際には企業によって、政府部門に属している保険基金に払い込まれるのであるが、社会会計である国民勘定ではそのように解釈せず、保険料は賃金の追加として従業員にいったん支払われ、そのうえで同一金額が従業員から政府に支払われるかのように処理されるのである。これらの二つの想像上の取引が帰属取引であって、賃金へのこの追加部分はいわゆる帰属賃金の一種であるとともに、それに対応する社会保険料の支払いは帰属社会保険料とよばれるのである。<sup>②</sup>

国際収支表においても、前述のような国民勘定の評価とはほぼ一致する取引評価がなされ、その原則は市場価格である。市場価格そのものの概念は文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、それが生産段階のものであるば生産者価格が、他の取引段階では購入者価格が用いられるのである。当該『提要』の第四章においては評価を第七五パラグラフから第七九パラグラフにわたって論じている。その概要はおおむね、当該『提要』の前述の序文のそれをより国際経済取引に限定して、各種形態の取引ごとにその評価を論じている。<sup>③</sup>以下この極めて重要な評価について、当該『提要』の叙述に従って論じてみることにする。

## 二 市場価格の概念と市場取引

国際収支勘定でも国民勘定と同様にその総計および国家間の数的比較を可能とするために実物資産および金融的請求権 (financial claims) の異質的取引 (heterogeneous transactions) の評価にある種の統一的方法 (a uniform system) を

採用する。この場合、市場価格が資源移転 (resource transfers) をする上で広く使用されるために、当該『提要』でも同様にこの市場価格を取引の評価を行う上で奨励している。大量の個々の取引で価値をどのように調整するか、および実際の市場取引が行なわれないような取引で、市場価格に代わる適切な代価を案出するという双方の理由から、市場価格の原則を採用するのは明らかに主要な現実的な問題を引きおこすのである。しかし、他の評価原則ではないかに意味深長な方法で諸経済間で移転される経済的資源の価値を測定しようとしても、十分役に立つものではない。それゆえに、市場価格以外の何らかの原則を国際標準として使用するという純粹にプラグマティックな理由でもって、当該『提要』で奨励するのは適當ではないのである。<sup>④</sup>

元來取引の評価は価値表示にかかわるものであって、経済学のプロパティにおいては主要な研究・論争テーマの一つであった。ここでこの問題に深入りすることは主題から離れるので、一応市場価格についての現実的必要性の範囲内において以下少々論じてみよう。価値を貨幣で表示したものが価格であるが、この価格が定められる場を周知のように市場と呼ぶ。そしてこの価格の定まる法則は、市場の性質によって異なっている。経済学においては、市場はそこで取り扱われる商品の種類によって、消費財市場、生産財市場、労働市場、証券市場、資本市場ないし貨幣市場等の分類がなされる。他方市場を質的相違から考察するときには市場の一方に完全競争市場 (perfectly competitive market) と他方の極に完全独占市場 (perfect monopoly market) が存在し、現実的には不完全競争市場が存在すると考えられる。この不完全競争市場には供給者側からの各種の独占形態、また供給者側からの種々の独占形態が存在する。それらの間にあって、価格を指令 (dictate) する力を需給いずれの側が持つか、またそれは市場参加者の単数 $\parallel$ 独占 (monopoly) か二人 $\parallel$ 複占 (duopoly) か、また三人 $\parallel$ 三占 (tripoly) か、さらにはより多くの独占者が並立 $\parallel$ 多占 (ol-

igopoly) かによって分類されうる。そしてこの独占が需給のいずれか一方による市場の独占は一方的独占 (unilateral monopoly) と呼ばれ、これに対して双方からのものとして双方独占 (bilateral monopoly) が存在する。現実の市場価格は、このような市場形態の中であって建てられた価格である。

さて國民勘定の意味における市場価格はこのような交換が商業的考慮 (commercial considerations) ⑤ 以外には何ものも介入しない独立した当事者間における交換である時、自発的買手が自発的売手から何らかのものを獲得するために支払う貨幣総額と考えられる。市場価格というものはいずれにしても、このような一定状況下にある一つの個々の交換に対する価格のみを厳密に示しているが、あらゆる点においてはほとんど正確に同様のことが存在する環境下においてさえも同一単位の第二の交換が想像上異なる市場価格をもちうるということができる。こうした方法で定義される市場価格は市場で見積もられる価格 (a price quoted in the market)、世界市場における価格 (a world market price)、現行価格 (a going price)、公正な市場価格 (a fair market price)、あるいは一定の交換に現実適用するある価格よりもむしろ推定上同一交換の部類にとって価格の普遍性を表現しようとするある種の価格から明確に区別されるべきである。なお市場価格は「自由市場価格」(free market price) の代価として必ずしも解釈されるべきではないのであって、すなわち市場取引が純粹に競争的な市場状況にもっぱら起こるものと解釈されるべきではない。実際にはそれは独占的 (monopolistic)、購買独占 (monopsonistic)、あるいは何らかの他の市場の構造の中に起こりうるものである。実際には、市場は独立の当事者間でその種の単独の取引に関するものとして狭義に定義されうるであらう。

ここで規定された定義に由来する市場状況の一般概念は個々の取引に対する諸当事者間における何らかの提携又は関係が欠如していることをその前提としているのである。元来これは指向された取引として記述されるところの個々

の取引に対する十分な状態を設定するものである。そこで諸取引者間における独立規準 (the criterion of independence between transactors) は次のようにネガティブに定義される。つまり「二人が直接又は間接に、もし彼らのうちのいずれか一方が他方の商取引又は財産に何らかの利益を有するか又は双方がこれらに対して共通利益を持つか、あるいは第三者が彼らの双方の商取引もしくは財産に利益を有するとすれば、相互に商取引に連合されるであろう」ということである。<sup>⑦</sup>

### 三 現実の市場価格を欠くと思われる取引

前述の市場価格の概念定義からすれば、市場価格設定上必要な条件が現実においては国際収支表に関して大多数の場合に存在するとしても、なお多くの重要な条件でその本質的要素の一つ以上を欠いているのである。次にかかげるものは文字通りの意味において市場価格が決定されると思われなところの共通する条件下のケースである。

- (a) 商品交換において貨幣額でなくて他の商品との直接商品交換、すなわち物々交換 (Barter)
- (b) ある当事者がその取引に「自発的に」(willingly) に参加しない事実にもかかわらず生起する取引、たとえば税の支払 (taxpayments)
- (c) 推定上の買手および売手が法的観点からみて同一主体であって、国際収支の申し合せでは分離主体 (Separate entities) を構成しない取引、たとえば子会社と親会社 (a branch and its parent enterprise) の取引
- (d) 独立していない分離法的主体 (separate legal entities) 間の取引、たとえば子会社 (affiliated enterprises) 間の取引

引

- (e) 複雑な二者間における法的所有権の変化 (a legal change of ownership) が現実に生起しない取引、たとえば金融貸借取り決め (a financial lease arrangement) における商品譲与 (good transferred)
- (f) 純粹に商業的考慮以外で行なわれる取引 (すなわち、少なくともある種の贈物 gift あるいは贈与 grant の要素を含むもの) で、しばしば一方的又は一般政府団体を含むものである。

ここに列挙された状態は決して相互に相いいれないものではなく、ある特殊な場合には市場価格はそれを設定するのに必要な条件のまさに一つ以上が欠如しているために存在不可能なこともあるのである。このような場合における取引では前述した帰属取引として処理されるのである。こうした場合の代価は次のように示される。

#### 四 市場価格の代価

国際収支を記録するためには、何らの現実的な市場価格も設定されていない場合には、市場価格はしばしば現われている代用の便法 (the expedient of developing proxies) あるいは代用手段 (substitute measures) に頼ることが必要となる。慣習的アプローチからすれば本質的に同一であると考えされる条件下で建てられた既知の市場価格から類推してこうした価格をうちたてることになる。たとえば、もし一定の商品の売手と買手が慣習的にある標準的な市場相場を表示された価格で取引するならば、こうした相場はこれら二つの当事者間の商品の物々交換を通常合理的に価格づけることになるであろう。しかしながら注意されなければならないのは、このアプローチをそれが真に適用可能なこ



れら取引に限定するというのである。一見して同様の取引に見えても、実際的には、それらが設定されねばならない価値を強力に装った暗黙裏のあるいは隠された要因を得なければならぬことを条件としているということである。<sup>9)</sup>

## 五 子会社

前述したように、同一の管理下に統合された子会社間取引 (transactions between affiliated enterprises) は交換において当事者間の独立が欠如しているために市場取引とは必ずしも取扱われないのである。しかしながら企業帳簿上表現される取引が市場価格を現実的に反映するかしないかについては各国の企業に判断されるのみである。一方、子会社のグループがその分散単位間の現実的形式においてその粗収益の配分を考えると、簿記慣習上ではその単位が行う全ての売買を市場関連の評価で当然表現すべきであろう。<sup>10)</sup> わが国においてもこの親会社と子会社間取引について、企業会計審議会が昭和五十年六月二十四日に「連結財務諸表の制度化に関する意見書」を大蔵大臣に答申し、証券取引法にもとづく企業内容開示制度を充実強化するために、親会社たる開示会社には連結財務諸表を作成提出させるべき旨を具申している。この「意見書」に添付されて発表されたのが「連結財務諸表原則」であって、この連結財務諸表は一企業集団を単一の組織体（一会社）とみなして、親会社が親会社の見地から当該企業集団の総合的な財政状態および経営成績を報告することが連結財務諸表の目的であるとしている。この第三 一般基準の一連結の範囲において次のようにのべている。すなわち親会社は原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。

親会社とは他の会社における議決権の過半数を實質的に所有している会社をいい、所有されている他の会社を子会社とよぶ。親会社が直接子会社の株式（議決権ある株式）を直接に所有する場合はもちろんのこと、親会社および子会社または子会社が他の会社における議決権ある株式の過半数を所有している場合にも、この他の会社は親会社に対して子会社であるとみなされる。しかしながら子会社であっても、(イ)更生会社等支配従属関係にない場合、(ロ)破産会社等継続企業の実のないもの、(ハ)親会社がその株式をたんに一時所有している場合等は、非連結子会社として連結の範囲から除外する。なお上記の場合のほかに、とくに零細な規模の子会社等のように連結しても重要な意味のないものや、連結することによってかえって利害関係者の判断を誤らせるおそれのあるものは連結の範囲から除くことになっている。<sup>①</sup>この規定から、親会社と子会社の概念を知ることができる。また親会社と子会社が売買する取引の評価については、その評価が簿記の目的に適合していることを明確にしめすものであって、さらに移転価格についても考慮される。この市場価格と移転価格はともに簿記の目的に適合したものであり、また二者択一的なもので、市場評価に代わるものとして移転価格を考慮することができる。

移転価格は移転取引の結果として評価されるものであるが、本来取引 (transaction) とは trans が移転を action が行為を意味するもので、取引とは移転行為なのである。簿記上は資産、負債、資本、利益及び損失の五概念の上に成立しているので取引もまたこの五つの要素を基礎として行われ、日本の簿記教授法では取引八要素の結合表が広く述べられている。これによれば取引要素の単純結合（借方一要素を貸方一要素と結合して成立している場合を指す）としての取引には一五種類の場合がある。簿記上の取引とは資産、負債、資本、損失、利益に増減を生ずることをいうが、もしそれらの要素に増減が生じないならば、記帳することができないからである。このために簿記上の取引が俗

語にいうところの取引と一致しない場合もある。また複式簿記では取引要素の増減を貸借平均の原則によって把握するため、取引は借方要素と貸方要素との結合として常に成立する。取引の分類はここでは(一)單純取引(借方一勘定と貸方一勘定とによって仕訳されている取引)と複合取引、(二)交換取引(損益に関係のない——仕訳に損益に属する勘定があらわれてこない——取引)、損益取引(取引金額の金額が損失または利益として仕訳された取引を損失取引または利益取引)および混合取引(取引金額の一部が損失または利益として仕訳された取引)、(三)内部取引(事業の内部における価値の移動についての記帳——代表例は工業の製造工程における価値の移動の把握であって、労務費、材料費および経費が製造工程において製品に結合する過程を工業簿記は製造勘定で把握するもの、また本支店間の取引、工場と本社との取引は法的にはこれに当たるが、支店または工場、事業場が独立会計制度を実施するとき、経済的に外部取引であり、親子会社間の取引は法律のおよび経済的に外部取引である)と外部取引(企業と外部の者との価値の移動)、四)實際取引(価値の移動、変動が實際に存在したため、これを取引として把握する場合——たとえば営業取引・決算整理取引)と擬制取引(帳簿計算手続で純損益の算出、または資産、負債および資本の期末残高の次期繰越手続などのために、取引が存在しないのに記帳を要する場合)、五)営業取引(事業年度中において記帳される取引)と決算取引(決算整理または帳簿決算のために記帳される取引)、六)開始取引(a)事業の開業に当たって、またはすでに存在する事業について複式簿記を実施しようとするときの取引、(b)すでに複式簿記を実施してきたが決算において帳簿が締切られ、新しい記入状態になっているものに記帳する取引)、営業取引(事業年度中に財産・資本に変化を生じた場合の取引)、決算取引(決算に必要な元帳記入を仕訳帳を通して行う取引)

また社会会計上では取引は、一国民経済内部において生起し、国民経済を構成する会計主体間相互間の財貨交換、

資金交流などの経済活動および内部取引をいい、取引に対する社会会計の取扱上の特徴は取引の意義、取引の分類、取引の評価の三点から解明されている。ここにおける取引の意義は、取引が個体経済の観点からすれば、単に企業財産および資本の構成諸部分の価値変動を惹起させる要因としてとらえられているが、国民経済的観点からすれば経済単位相互間の財貨・貨幣の交流を介して、一国社会そのものが再生産されるだけでなく、生産、分配、消費、資本形成など、国民経済の主要活動が、取引関連そのものにおいて反映させられるのであって、その限りにおいて、一国経済構造の分析的手段として利用できるものと認められる。もちろん、個々の取引を介する個人の取引関連から、すぐに経済分析における主要な変数である所得、投資などの解明が可能とされるのではなく、また取引関連を用いて経済構造を分析するためには、経済活動の定型をあらわすものとなるような取引の分類ならびに取引主体統合の基準が、当然必要とされる。社会会計論では、このような取引の分類の基本的体系を提示する学問体系であって、取引は社会会計体系の最も基礎的な原始資料であり、その分類 (classification)、結合 (combination)、統合 (consolidation) によって全体系が構成されるのである。これらの取引の経済数値が、市場価格原則 (market price principle) にしたがって正確に表示されるものを実際取引といい、その数値が市価で表示されず、帰属推計を要する取引を帰属取引と呼び農産物の自家消費、政府サービスなどがこれにあたる。これらの取引の評価は、社会会計の取引の評価原則として、市場価格原則が基準とされ、また、収益費用の認識基準として生産視点に立つ発生主義原則をもって一貫されることは、社会会計的接近の特徴を示している。取引が実際取引である場合には市場価格原則にしたがって評価される。たとえば企業会計における減価償却費のように取得原価で評価され、これが現在の市価と相違する場合には市場価格で計算する。帰属取引である場合には市場評価を受けていないので、評価上取引の投下費用から推計することが多いが、これ

を要素費用原則 (factor cost principle) という。他方、社会会計においては、生産、投入の発生をもって費用、収益、の認識時点とする生産原則 (production principle)、発生主義公準に立つことが注目され、たとえば給付、反対給付が時間的に一致せず、一定期間に拡がる取引、いまだ販売していない場合の取引の認識に際して、生産原則、発生主義原則が基準とされるのである<sup>⑫</sup>。

さてこの市場の考慮に厳密にもとづかない移転価格は国境を超える事業を行う子会社の間で共通して存在すると想定されるものであって、それは異なる政府によって賦課される税金と規則との間の懸隔が諸単位間における利潤の最適分配の経営上の決定の主要な要因であるためである。これらの状況において採用された評価形式が正確に経済関係、たとえば資本の所得率 (the ratio of income to capital) というようなものを反映すると推定できない。その歪みが大きい時には市場価格代価 (market value equivalents) による帳簿価格 (book values) の書き換えが原則上考慮される。この帳簿価格は会計上、特定の項目とくに資産項目については、会計手続の結果として帳簿上に記録された計数の純額をいう。たとえば、有形固定資産は通常その取得価格をもって帳簿上記載されるが同時にこれについて減価償却が行われて、減価償却引当金が設けられている。このため固定資産についてはその取得価格から減価償却引当金を控除した金額が帳簿価格となっている。

しかしながらこうした帳簿価格に対して市場価格を代用する試みは手続き上の疑問とこのような再評価を意味する適正な評価尺度の選択の問題を引き起こすのである。実際この市場価格に近接する価格はしばしば評価する上で困難となるであろう。子会社単位間における取引に設定されるべき価格は必ずしも外部の当事者と同様のこれら単位の取引にとって市場価格と相等しいわけではなく、それは定義によれば市場価格が個々の特定市場に広範に行なわれてい

る需要と供給条件によって建てられるためである。その他の方法で物理的に区別できない商品は市場の見地から異なっているようにみえるかもしれないが、それゆえに異なる市場価格をもっている。たとえば子会社に移転された商品は市場価格の構成要素を提供するかもしれないが、もし外部当事者に売られたならば、それとは分離された部分を構成しうるのである。

移転価格が市場価格からどの程度逸脱しているかあるいは近接しているかの決定については、その適切な比較という点で、ある子会社から他の子会社に物質の移転がなされたために生じた帳簿価格とある子会社によって外部への同一物質の売却がなされたために生じた市場価格との比較からでは、意味のある解答はでてこない。子会社間の移転において綿密にその価値が検討される方法は、独立当事者への売却が現実に生起した点まで拡大する一連の生産においてその相対的地位の立脚点からのものが存在する。その比較はその生産段階までに具体化したコストに関して作られるべきもので、それゆえにその段階にまで陥った生産コストに比例しているとは思われない移転価格はおそらく市場価格にとって適切な代替とはならないであろう。もし移転価格が生産コストをカバーしたならば、その移転価格は、たとえそれが子会社と独立当事者間との同様の交換にとって費用であるとされる価格から相違しているとしても、市場価格に適合可能な代替として受容されてきたのである。もちろん、この子会社の帳簿に利用可能な生産コスト情報はそれ自体その子会社から獲得された商品およびサービスの投入を移転価格として評価することによって何らかの影響を受けるであろう。

子会社間における商品交換はしばしば独立した当事者（たとえば最終生産に組み入れられた時にのみ使用可能な特殊構成要素）間における交換では通常計算されないものである。同様に経営サービス（management service）および技

術上の知識 (technical know-how) というような、サービスの交換は通常独立当事者間に生起するサービスの取引形態に近い代用物ではないかもしれない。それゆえにその市場価値に比較しうる価値の決定は子会社間の取引にとって非常に困難なものであるうし、編集者は現実は何らの他の選択もせず、生産中に生じた陽表的費用に関する評価あるいはその企業によって設定された何らかの他の価値を受け入れるべきであろう。このような価値はおそらく税金 (tax)、関税 (customs)、為替管理 (exchange control) というような、完全に任意なものでもないであろうし、その他の公共当局は通常独立した企業間の活動として彼らの活動を政府の規則と同様の関係におくために同様の影響をこれら企業の会計上の慣習に及ぼしている。

国際収支勘定が複式記入の原理にもとづいているために、そこに含まれた意味内容として何らかの再評価が原則的にその報告中に矛盾なく適用されるべきであるということである。もし仮りに、直接投資企業からその親会社に船積みされた商品の帳簿価値が市場価値代価におきかえられねばならないならば、複式記入規則においては原則的には少なくとも所得および直接投資の資本フローはまた同様に同一額によって調整される必要が生ずるのである。<sup>⑬</sup>

## 六 非商業的取引

当該『提要』は非商業的取引を次のように論じている。すなわち定義によって非商業的であって従って何らの市場価格をも持たないという、一つの重要な取引カテゴリーがあるが、これは相殺によって無償移転を構成する経済的価値の規定条件からなっているものである。このような取引においては一方の当事者は経済的価値が他方の当事者から

受け取られる実物資産又は金融資産の見返りとして設定されるものが何も供給されない。明確な意味でいうところの贈与 (gift) に加えて、その他の取引ではある種の授与 (grant) 又は譲与 (concession) の要素を含む暗黙裏の価格が生じるであろうし、そのためにこれらのこの価格はまた同様に市場価格ではないのである。このような取引の例は諸政府間で取り決められる商品交換を猶予期間および返済期間 (the grace and repayment) あるいはその他の純粋な商業ローン期間からなるようなものよりもより低い利子率を生む政府ローンを含めることができる。一般政府団体および民間非営利主体による取引で、これらは純粹には商業的な請負いで契約されているとは解釈されないけれども、しばしば非商業的考慮に従うのである。しかしながら無償取引は同様にして当該国経済の他のセクターで授受されるであろう。また報酬なくして非居住者に対してある国の経済の政府又は民間非営利機関に譲渡される実物資産に対しては、その対称となる考慮として同一価値がその受領者および寄贈者双方の国際収支表に反映される必要がある。国民勘定に採用された手続きに従って、このような資源はそれらの規定条件で受け入れられる陽表的費用に関して評価されるべきである。個人による移転もまた本質的にはそれらの規定条件に受け入れられるコストで表示されるべきである。

この方法で作成された帰属は必ずしも常に考慮された評価ベースに接近するとは限らず、特に帰属が寄贈者に見られるように非商業的取引の価値はしばしば受領者に帰属される傾向があるこれらの価値とまったく異なっているためである。慣習法としては、寄贈者によって譲渡された価値については記帳の一ベースとして使用されることが暗示されているのである<sup>⑮</sup>。これらの非金融的取引は前述の帰属取引について記述を参考にすれば理解が早いであろう。



## 七 金融項目

金融資産における諸変化についても、当該『提要』では、その資産の獲得又は処分は、その価値でもって国際収支表に記録されるべきであるとしている。ある代理人 (agent) によって相互に取引する売手と買手によって組織化された市場で取引される金融項目では、その当該市場——いづれにしても多分その統計に記録される価格とみられる——で建てられた価格は、その市場価格の定義と国際収支表の目的とを一致させることにならう。しかしながら、市場で取引されない金融項目については、市場価格の概念の適用はそれほど明白ではないであらう。実際に、現金項目 (cash items)、たとえばそれらの額面価格で要求に応じて回収可能な現金項目は何らかの目的に充当されるべき唯一の価値を有しており、そのためこの価値は現実の市場価値としてみなされうるのである。非市場金融項目 (nonmarketable financial items) に帰属されるべき市場価格は、いづれの形態にしても第一次ローンであって、その市場価格はその額面価格である。<sup>⑩</sup>

## 八 統一性の問題

取引について、より重要性の少ない付随的に生ずる様々な種類の費用 (charge and cost) がしばしばこれらの取引の価値に含まれると考えられる——特にそれらが同一契約でカバーされるならば——そしてそれ以外の場合には分離、

追加取引を組成すると考えられる。当該『提要』でもこれらの費用に誰が誰に手形を提示するかはしばしば取引慣習 (trade practice)、法的要件 (legal requirements)、制度的取り決め (institutional arrangements)、および国ごとに、また取引の種類ごとに異なる同様の要因によって示されるとしているのである。商品に結合した流通サービス (distributive services) は現実の相違が重要性をもつ主要な場合である。流通コストの記録ではある程度の統一性を達成するために、当該提要でも後に詳細に論じている。<sup>⑭</sup>

また租税 (taxes)、関税 (duties)、補助金 (subsidies)、割戻し (rebates)、割引 (discounts) およびこれらに類するものは、取引に含まれており、その市場価格を建てる際に勘定に入れることもあれば分離された取引のもとになるような、もう一つ別の雑貨 (incidental cost) —— 肯定的あるいは否定的 —— な原理的形態である。いかなる他の申し合せも明確に記されていない時には、その奨励は当該国際収支表記入が二つのいずれかのケースにおいて同一であるべきである。<sup>⑮</sup> ある手数料 (fees) が輸入業者によって輸入諸国の領事館に支払われることがある。当該『提要』ではこのような手数料が輸出国の国境で商品価値に含まれないというルールを採用している。領事手数料 (consular fee) はこのようにして輸出国の国境関税をこえて負担される費用として取り扱われる。つまり、領事手数料は輸入国で負担されるのである。<sup>⑯</sup> とくに租税、補助金、又はある国の経済の居住者によって他の国の経済の居住者に支払われるはずの取引における同種の雑貨は、このような費用がこの契約に陽表的に (explicitly) あるいは潜在的に (implicitly) にカバーされるかどうかによって、取引の価値の一部分として常に包含されるべきである。その契約でカバーされない時には租税又は関税は契約価値 (contract value) に追加されるべきであり、これに反して補助金、割戻し、あるいは割引は控除されるべきである。<sup>⑰</sup>

## 九 相互関係項目の評価についての一貫性

国際収支表の編集者が直面すると思われる現実問題は調整の規模が相当大きなものであって、それらの調整に適切な手段が案出可能である時、市場価格を反映させるのに常時その報告を調整するのが望ましいかどうかである。二つの何らかの相違する状況が、この問題発生時期に、通常一致される。第一に個々の主体の国際取引で利用可能なデータは矛盾のない方法で評価されるが、報告データの編集に使用されてきた基礎価格 (underlying price) は市場価格でなくむしろ移転価格 (市場の考慮に密接にはもとづかない) でありうるであろう。たとえば、外国の会社の国内子会社によって供給された数値はこのような移転価格 (transfer prices) に基づいていたであろう。諸々の見解によれば、調整がこれらの環境下で勧められるかどうかによって相違している。第二に唯一のしあるいは二三の特殊化されたカテゴリーにおける項目の評価のために調整を行うことはしばしば可能である。基礎的統計 (underlying statistics) に使用される評価が時々問題となる。一つの重要な標準構成要素 (standard component) は商品である。関税書類の見本 (sampling of customs documents) 又は相手国データとの数値における詳細な比較は編集者を少なくともある種の商品が市場価値の顕著な近似で評価されないという結果へ導くことにもなるであろう。同様に商品の為替記録では資本移動を隠す手段として組織立った超過送り状又は過少送り状 (systematic overinvoicing or underinvoicing) の作成を容易ししやすい。もし国際収支表におけるその他のカテゴリーがその取引数値によって矛盾のない評価がなされたならばこれらの数値の修正はただ純誤差脱漏 (net errors and omissions) の残余項目 (residual item) に反映されるだけである

う。

評価調整 (valuation adjustments) がこれらの状況によって通常は認められないという観点を弁護するなら、しばしば矛盾のない基盤にもとづいて評価した数値の使用が、たとえその基礎が市場評価にもとづかないとしても、多分期間外の何らかの深刻な比較の歪みを生み出すことはないであろう。さらに現実の市場価値を引き出す状態が不在の場合には使用の目的のために概念上の市場価値の概念が含まれ、これはそれほど人の心に訴えかけるものでなく、特に調整を行うのに必要なデータが相当多くのコストによってのみ獲得可能な時にはそうであって、少なくとも帳簿価値はその取引者が実際にその取引を設定した価値を提示し、大部分の場合には容易に利用可能である。最後に、評価不一致の導入は、しばしばそれが純誤差を生み出すために好ましくない慣習である。

他面において、市場価値以外の価値の使用は同一の報告書に存在する様々な構成要素間の関係および異なる諸国の報告書にある同一項目間の関係を不正確に述べる傾向がある。加えて国民勘定の全体系は市場価格又はその代価による評価によって論じられる。そして最後に、ある構成要素にとって総計の弱点は他の構成要素における相殺誤差 (compensating errors) を許容することによって隠されないでむしろ純誤差脱漏の項目に正当に反映されるのである。

当該『提要』の一般的奨励は当面の個々のシリーズを何らかの評価調整によって市場価値の概念により密接になるように働くであろうし、たとえ当該シリーズの修正調整が不可能である状況においても、そうである。しかしながら、この奨励は偶然の方法がもって報告された価値では観念上の市場価値の代替のための総括的保证であることを意味するものではない。ここでは、今後の論議を明確化するために、帳簿価値の代置として最善な市場価値代価の選択が注意深くなされ、既知の判断を呼びおこすというのが課題である。大部分の場合には、標本調査 (sample surveys) 。

大規模に国際取引に従事する企業や政府機関との契約、相手国との編集者間の情報交換、あるいは同様の統計調査によってこのような判断に到達するための基礎を提起する必要がある。<sup>21)</sup>

## 十 まとめ

『国際収支表提要』の第四版にもとづいて論じてきている国際収支表の課題は、今までのところ、国士館大学政経学会編集の『政経学会誌』第八号に掲載した拙著の「『国際収支表提要』と『新国民経済計算体系』」、同編集の『政経論叢』第三〇号に掲載した拙著の「『国際収支表』の概念的枠組」、同編集の『政経論叢』第三一号の「『国際収支表』における居住者」<sup>24)</sup>、であってこれらはIMFの国際収支に関する私の研究の一連のシリーズである。国際収支という概念は重商主義がさかんに論じられた時代にまでさかのぼることができるが、現実にわれわれが利用している国際収支表は、IMFのそれであって、残念ながらこの面についての深くかつまとまった研究は『提要』第一版から第三版についての研究として斉藤武雄氏の『国際収支の研究』<sup>25)</sup>および田中喜助氏の『国際収支』<sup>26)</sup>また最近のSNAとの関係における研究としては倉林義正氏が『国際金融講座』(ⅡⅡ国際収支)<sup>27)</sup>で論じているがこうしたものしか現在のところ存在しない。その理由がどこにあるかについて、私はこの研究に深く立ち入る前に考えたことがあったが、実際に着手してみてもそれが、より明確になったような気がする。それは、第一に国際収支表の作成において対象とする事柄が国際間の経済取引のあらゆる面に及んでいることであり、第二にこの対象が常に流動する世界経済に大きく影響をうけ、そのたびに修正をよぎなくされることであり、第三に国際法との関係が非常に深く、また国際法と国内法との関

係も忘れてはならない性格のものであり、第四に統計学と会計学との知識が必要であることであり、第五にこの方面の実務的経験を必要とすることである。最近では国民勘定との接近あるいは結合によって、新たな研究が必要となっている。

われわれのような経済学の研究者が国際収支の赤字黒字を論ずる場合、この国際収支表の作成そのものについて詳細かつ綿密な学識をもつことは、その使用をいっそう意味のある、適切で慎重な取扱と正確な分析のために必要であると思われる。とくに今日 SNA の海外勘定となったこの国際収支表は今後ますます経済政策の立案のための具体的資料としての性格を強化して行くことになるであろう。そしてそのことが、今までより以上に正確で、効果的な国際比較を可能にするはずである。

この研究シリーズは、IMF の国際収支表作成の基準の全体像をえがき切るまで、継続して行く必要がある、そのためにより多くの時間と労力が望まれるが、それは今後の課題として残されるであろう。

注

- ① IMF, *Balance of Payments Manual*, 1977. 4th ed., Washington D.C., 20431 U.S.A. P. 2.
- ② 武野秀樹著『国民経済計算の基礎』東洋経済新報社 昭和四十五年 四四—四六ページ。ここで分類された取引の関係は次のようにまとめることができる。

取引の分類	非金融取引	実物取引	双務的	現実取引
		移転取引	片務的	
	金融取引		双務的	掃属取引

なお国際収支表そのものについての取引の分類は IMF, *op. cit.*, pp. 11—16 に型態別でのなされてゐる。

- ③ IMF, *op. cit.*, pp. 26—33.
- ④ IMF, *ibid.*, pp. 26—27
- ⑤ 当該概念の明確な説述は国際連合において与えられた定義の釈義がある。この Draft International Guidelines on the National and Sector Balance Sheet and Reconciliation Accounts of the SNA, E/CN. 31460 (July 24, 1974) による。
- ⑥ Custom Cooperation Council, *Brussels Definition of Value*, Article 11.

⑦ IMF, *op. cit.*, p. 27

⑧ IMF, *ibid.*, pp. 27—28

⑨ IMF, *ibid.*, p. 28

⑩ IMF, *ibid.*, p. 28

⑪ 神戸大学会計学研究室編『第三版 会計学辞典(追補版)』同文館出版株式会社 昭和五十三年 一一七八—一一八二ページ。

⑫ 神戸大学会計学研究室編『同上書』 九〇六—九〇七ページ。

⑬ IMF, *op. cit.*, pp. 29—30

⑭ 陽表的費用 (explicit costs) に関する価値の指摘は特徴的どころせば市場で売買しない政府および民間非営利サービスの生産の A にだけける評価からなつてゐる。(United Nations, *System of National Accounts*, 借金をおよび給与の支払を表示する商品およびサービスの評価についてのその六、七—イラストラムを参照する)。)

⑮ IMF, *op. cit.*, pp. 30—31

⑯ IMF, *ibid.*, p. 31

⑰ IMF, *ibid.*, chapters 10 and 11

⑱ IMF, *ibid.*, p. 32

⑲ IMF, *ibid.*, p. 85

⑳ IMF, *ibid.*, p. 32

- ②1 IMF, *ibid.*, pp. 32—33
- ②2 拙著『国際収支表提要』と『新国民経済計算体系』（国土館大学政経学会編『政経学会誌』第八号）昭和五十四年、六九—八八ページ。
- ②3 拙著『国際収支表』における概念的枠組」（国土館大学政経学会編『政経論叢』第三〇号）昭和五十五年、一六三—一八二ページ。
- ②4 拙著『国際収支表』における居住者」（国土館大学政経学会編『政経論叢』第三十一号）昭和五十五年、一〇三—一三二ページ。
- ②5 鼻藤武雄著『国際収支の研究』東洋経済新報社、昭和四十二年
- ②6 田中喜助著『国際収支』日本評論社、昭和四十三年
- ②7 倉林正義著「国際収支の仕組み」（館電 一郎、建元正弘、渡辺福太郎編『国際金融講座』東洋経済新報社、昭和五〇年、三—四九ページ。
- ②8 IMF, *op. cit.*, p. 10 および拙著『国際収支表』における概念的枠組」（国土館大学政経学会編『政経論叢』第三〇号）昭和五十五年、一七一ページ。評価原則を国際収支表の全体的なものとして概念的枠組の中で次のようにのべている。「経済取引の評価に最適な価格は必ずしも自明のものではない。いかなる当該商品にとってもその卸売水準での価格と小売水準の価格が見積られ、又表現される。つまり相異なる場所での商品市場価格、関税あるいは他の課税価格、生産費、取得費、返還費又は支社間の移転費というような所有権者がその帳簿上で商品を処理する価格に潜在的に含まれる価格、あるいは実際の取引に実現される売買価格というようなものである。価格づけについての統一原則は次のような理由によって国際収支を通じて使用されねばならない。つまりこの報告はもし各々の記録された取引の貸方および借方の領域が実際には別々の源泉から独立に引き出されるものであって、これらは同様の価格で評価されるものでなければ、バランスしないであろう。異なる国の報告は双方の相手方が同一原則を適用しなければ評価不可能であろう、その数字がもし矛盾せず特定化された原則に全く基づかないとすれば使用者によって誤解されうる。一般に国民勘定は同様の諸商題に直面しており、普遍的な解釈は市場価格又はその等価物における評価に基づく原則が適用されることになる。」